

和水町こども計画策定業務委託公募型プロポーザル二次審査基準

審査項目	評価基準	配点
業務の実施体制	業務を遂行するために適切なスケジュールが設定されているか。また、進捗管理について、適切な体制がとられているか。	10
	会議の資料作成・助言等、法改正の情報提供、先進事例の紹介など、運営支援が具体的に提案されているか。	10
提案内容的確性	こども基本法やこども大綱、その他の関連法令、国及び県の動向等を踏まえた実施方法、実施内容となっているか。	10
	町の現状等を把握し、第2次和水町まちづくり総合計画後期基本計画に沿った、子どもの健やかな成長・子育て支援の推進が期待できる提案となっているか。	10
提案内容の創造性	ニーズ調査及び生活実態調査の実施において、回答者に配慮した設問や回答の容易さなど、回収率向上に向けた工夫や提案がなされているか。	10
	調査結果の分析や量の見込みの算出方法が適正であり、今後の方針や施策等の設定及び計画策定への反映について専門的見地から提案されているか。	10
提案者の能力等	計画通りに進行できる具体性があり、実現可能な提案がなされているか。	10
	プレゼンテーションによる内容説明及び質問への対応が明確で、業務への取組み意欲が感じられるか。	10
見積額の妥当性	提案内容に対して、妥当な金額であるか。	20
合 計		100

①見積額以外の評価項目

評価は、評価項目ごとの評価基準を参考とし、評価項目ごとの5段階評価とする。その際、「C 普通である」を基準とし、それよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断する。

評 価		得点
A	当該評価項目において優れている	配点×1.0
B	当該評価項目においてやや優れている	配点×0.8
C	当該評価項目において普通である	配点×0.6
D	当該評価項目においてやや劣っている	配点×0.4
E	当該評価項目において劣っている	配点×0.2

②見積額

見積額の得点＝最低見積額／それぞれの見積額×20点

(小数点以下第2位を四捨五入)

※ 合計点数の平均点が60点を超えるものがいなかった場合、提案者が1者であっても、受託候補者として選定しない。